九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

中国近代学制の歴史的変容 ： 民国初期における教育制度「壬子癸丑学制」制定に注目して

董, 秋艶
九州大学大学院人間環境学研究院学際企画室 ： テクニカルスタッフ | 九州大学大学院人間環境学研究院（日中女子教育関係史） ： 学術協力研究員

https://doi.org/10.15017/1906140

出版情報：教育基礎学研究. 12, pp.17-40, 2015-03-28. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

教育基礎学研究，2014，第12号，17－40頁
Bull. Phil. & Hist. of Education, Kyushu U., 2014, Vol.12, pp.17-40

中国近代学制の歴史的変容

── 民国初期における教育制度「壬子癸丑学制」制定に注目して ──

董　　秋　艶

はじめに

本稿では、中華民国初期に女子教育制度が議論され策定された過程を分析し、「壬子癸丑学制」[1]（1912～1922年）が清末の「奏定学堂章程」をどのように受け継いだのかを明らかにする。

1911年孫文（以下、孫）らの辛亥革命により、長期に渡って中国全土を支配した清朝政府の幕は下りた。そして翌年１月３日、南京に中華民国臨時政府（以下、民国）が誕生した。民国の成立にともない、臨時大統領となった孫は「学者は国の礎である」という考えの下、同月に教育総長（文部大臣）を蔡元培（以下、蔡）に命じ、蔡に「教育復興」の任を委ねた。蔡は直ちに教育部を組織し、同年１月19日に「普通教育暫行弁法」と「暫行課程標準」を公布した。さらに新学制を策定するため、蔡は全国レベルの教育会議を企画し、同年７月から８月にかけて全国臨時教育会議を開催した。徐々に教育の新体制が整備され、同年９月以降次々と教育宗旨や学校系統令が公布され、小学令、中学校令、師範学校令、専門学校令、大学令をまとめた「壬子癸丑学制」が公布されたのである。しかし、孫の委譲をうけて同年に臨時大統領となった袁世凱（以下、袁）は、帝政の復活を企て、1915年に皇帝を僭称した後「壬子癸丑学制」を改訂しようとした。しかし翌年の６月に彼が悶死したことによって、再び教育総長となった范源濂が袁の教育政策を廃止し、民国初期の教育制度に回帰、修正したのである。その後も軍閥割拠の状態に中国は置かれ、1922年に新たに「壬戌学制」が公布されるまで大きな教育制度の改訂は行われなかった。

中国教育通史では、これらの法令の条文を清末学制「奏定学堂章程」と比較しつつ、一連の制度改革を詳しく解説している。清末学制には無かった女子教育の重視といった反封建精神と、実利主義教育を進める資本主義の追求が、新たな学制には見られると評価されている。一方で、形式的には「奏定学堂章程」と同様に日本の学制を手本としていることが欠点として指摘されている[2]。そして阿部洋の『中国近代学校史研究』では、民国初期の学制の教育方針は蔡の方針を基礎としていたと評価しながらも、やはり「清末期のそれと同様、日本の制度をモデルとした」[3]ものであると指摘している。小林善文は『中国近代教育の普及と改革に関する研究』の中で、民国初期の初等教育における「男女同学」などを「斬新な改革」と評価した上で、「袁政権による奪権と復古主義的な教育

方針の採用は、蔡元培教育総長の下で芽生えた改革の気運を沈滞させ、清末の女子教育を基本的に継承させることになった」[4]と指摘している。

本稿では、民国初期に女子教育制度が議論され策定されたことを検証し、民国初期の「壬子癸丑学制」が清末の「奏定学堂章程」をいかに受容したのかを明らかにする。まず、臨時民国（南京）成立直後に教育部が公布した「普通教育暫行弁法」に着目し、初等小学校の「男女同校」を認めたことを、初代教育総長や草案起草委員らの女子教育観を分析することにより明らかにする。次に「壬子癸丑学制」の女子教育制度に焦点を当てる。後任の第２代教育総長范源濂が、小学校の男女共学と女子の中等教育などを制度化しながらも「男女別学」の方針で教育を行おうとしたことについて論じる。これは蔡元培の考えた「男女共学」を通じて「社会」への貢献を成しえる「良妻賢母」を養成する教育とは異なっていた。さらに、袁世凱帝政期の教育政策では、専ら「家政」に専心する「良妻賢母」を養成する女子教育を進めようとしていたことを論じる。

第１節　「普通教育暫行弁法」における女子教育制度の策定

１－１「普通教育暫行弁法」にみる女子教育観

1912年１月１日に誕生した民国は、同月３日、中国南部の17省代表会議において蔡[5]を教育部の総長として選出した。同月９日、中華民国（南京）臨時政府教育部（以下、教育部）が発足した[6]。そして10日後の19日、蔡は普通教育の暫定的法規である「普通教育暫行弁法」（以下、「弁法」）14条を頒布し、電報によって湖北、湖南、杭蘇など先の17省に通達した。以下はその「弁法」の内容である。

一、従来の各種学堂を学校に改称すること。監督、堂長を校長と改称すること。
二、各州、県小学校は、元年３月４日（旧暦壬子年正月16日：筆者註、以下同）に必ず一律に始業すること。中学校、師範学校は地方の財力で開学できるなら直ちに行うこと。
三、新学制頒布までは、従来通り毎年２学期とする。旧暦は３月に始業、夏休みまでに第１学期、夏休み後から来年の２月末を第２学期とすること。
四、初等小学校の男女同校（男女が同じ学校で学ぶこと）を認めること。
五、特設女学校の章程は暫時的に清末の章程を応用する。
六、全て教科書は必ず共和民国の宗旨に照らすこと。清末の学部から頒布された教科書は一切使用を禁止する。
七、民間で使用している全ての教科書の中で、満清朝廷を尊崇するものや旧来の官制、軍制等の科目、また“諱”や“台頭”などを避けるような教科書である場合には、該当書局が自ら修正改訂を行うこと。修正した見本を教育部、本省民政司、教育総会に呈出させ審査する。学校教員は共和宗旨に不適合な教科書を

見つけた場合、随時削除訂正し、また民政司や教育会を通じて該当書局に訂正を命じる。

八、小学校の読経科を一律廃止すること。

九、小学校手工科の科目を増やし、重視すること。

十、高等小学校以上の体操科の兵式体操を重視すること。

十一、初等小学校の算術科は、第３学年から始め、また珠算科目を兼ねること。

十二、中学校は普通教育機関として、文科、実科の区別を廃止すること。

十三、中学校、初級師範学校の修業年限を４年とすること。ただし現在１年以上修業したものは、旧制に従うこと。

十四、科挙による出世奨励を全て廃すこと。初等、高等の小学校を卒業した者は、初等、高等小学校卒業生と称し、中学校、師範学校の卒業生は、中学校、師範学校卒業生と称すこと[7]。

「弁法」における女子教育に関わる事項を見ると、清末学制では男女同校を認めなかったが、「弁法」では初等小学校の男女同校が認められた。また、同「弁法」は「小学校手工科の科目を増やし、重視することとし、「弁法」と同時に頒布した「普通教育暫行課程標準」[8]（11ヶ条）に規定した課程表には、４年制の初等小学校と高等小学校に、女子も男子同様の手工科が課されている。このように、「弁法」では小学校に手工科目や男女の同校を提唱されていたことが確認できる。

この「弁法」は日本の学制をモデルにしていた。教育総長の秘書長をつとめた蔣維喬は、「民国教育部創設期の状況」の中で、「私が学制草案を作成した際には、理想を高く置いて教育部に英、美、徳、法、俄、日の各国に留学した人物を招いた。彼らに各国の学制を翻訳させ、良い部分を参照し、適切でない部分を削除して我が国に合った学制を定めようとした。しかし、翻訳された条文は結局のところ我が国には適さず、起草委員会で重ねて議論を行った結果、日本の学制を採用する方針となった」[9]と述べている。

また、「弁法」は教育部が発足して10日後という短い間に出されたものであり、この「弁法」の中にも「特設女学校の章程は暫時的に清末の章程を応用する」との記述もあった。したがって、日本をモデルにした清末の「奏定学堂章程」を参照して制定されたと考えられる。

同時に、男女同校、中学校の文科実科の区別を廃止すること等を目指していたことから分かるように、その後制定された新学制では民国建国の主旨に合うような新しい教育観を示そうとする意欲が窺える。次節では「弁法」を制定した人々の女子教育観を分析し、「弁法」に現れた新女子教育観が生まれた背景を明らかにする。

１－２　学制起草委員会の女子教育学制案

教育総長となった蔡は、南京政府に赴く前に、かつて自らが館長として勤めた商務印書館の館員である蒋維喬（以下、蒋）のもとを訪ね、教育部に入るよう勧めた。当時の二人の会話が、蒋の「民国教育部創設期の状況」[10]に記録されている。この記録によれば、まず蔡が、「私は長年にわたってヨーロッパにいたため、国内の教育状況には多少隔たりがある。これから一切の事務を君に任せるので、私のためにも力を貸して欲しい」と蒋に打ち明けた。これに対して蒋は蔡の申し出を承諾した上で、「今は戦時中であり、南北もいまだ統一されていない。しかし統一の見込みはある。教育行政はまだ整っていないものの、予備工作を先に進めると良いだろう」と蔡に進言したという。蔡はそれを聞いて「予備工作とは何か」と聞き返した。すると蒋は「清末の学制は教育界の病原であり、改革すべきである。今まさに改革の時だ。教育経験者を招いて学制起草委員会を組織し、草案の編集に当たらせる。今日の状況からすれば、まずは民国の暫行弁法を制定頒布して良いのではないかと思う」と返答した。それを聞いた蔡は「それならば君に任せる」と頼んだという[11]。

このように、蔡は蒋に学制起草委員会を組織させ、「弁法」を起草させていた。また、蒋の「清末民初教育史料（節録）」には、「私は教育部に入る前に商務印書館編訳書で陸費逵、高夢旦、庄兪等と計画し議論しながら「普通教育暫行弁法」を草案した」[12]と記されている。つまり、委員会メンバーは商務印書館の館員を中心に構成されていた。教育部設置後、蔡は蒋を教育総長の秘書長に任命した。

学制起草委員会のメンバーであった陸費逵（以下、陸）は、学制策定に関する建議書を蔡に送った。その建議書は「敬告民国教育総長」という題目で1912年の１月に『教育雑誌』に掲載されている。陸は蔡に対し、緊急に行うべき教育行政として「速やかに教育方針を公布すること、普通教育の暫行弁法を公布すること、教育会議を組織すること、行政権限を規定すること」[13]という４つの行政改革を建議した。そしてその理由と方法についても述べている。以下は陸がこの建議書の中で例挙した「暫行弁法」の制定にあたっての注意点である。

甲：従来通り毎年２学期制とする。旧暦は３月に始業、夏休みまでに第１学期、夏休み後から来年の２月末に第２学期とすること。（現在各種の設備、教科書は２学期制用に作られているため、そのままで良いと思う。しかし新章程が完成した際には３学期制を採用してもよい）

乙：課程表を改訂すること。小中学校の読経科を一律廃止すること。中学校の文科、実科の区別を廃止すること。

丙：小学校の男女共学（男女が同じ学校、学級で、例外を除けば基本的に同一の教育課程に従って学習し、教育する形態）を認めること。女子に女紅、家事を加

える。その他は男子の科目と同じとすること。
丁：教育の方針に反しない限り、教科書については各省に採用の自由を与える。
戊：清末学部旧章程が民国宗旨に反しないものであれば暫時の使用を許す[14]。

陸の建議案と教育部が公布した「弁法」を比べてみると、「弁法」に陸の文言がそのまま反映されているように受け取れる。また、陸は男女共学を進めようとしており、「弁法」にも男女同校という言葉が用いられている。さらに女紅と家事を「別学」として女子に学ばせようとしていた。陸が「男女共学」を進めようとした理由は、彼が編集を務めた『教育雑誌』に掲載された「男女共学問題」という記事の中に見ることができる。

> 十二歳以下の児童は、頭脳、体力ともに男女に大きな差はなく、まだ情欲について知らないという者が殆どである。男女の性質が異なっていても、調和させるように勉めるべきであり、男は女の感化を受けて温和となり、女は男の感化を受けて活発となることを期待すべきである。（中略）男女分校（男女同校の反対語。学校を男女別で分けること）は人材的、経済的に多くの困難をもたらすが、共学についてはその弊害はない。貧しい地域は一校を設けるのにも苦労しており、女学校を設けることはまず無理である。（中略）儒学に通じる者は古訓にこだわり、女学は必要ないと考えている。男女共学を行うなど以っての外であり、従来の習慣をさらに傷つけるとして強く反対するだろう。（中略）高等小学校以上は分校にすべきであるが、貧しい地域で、単級の高等小学校しか設けられないところは共学にし、女子の失学（不就学）を防ぐべきである。十二歳以上の男女共学であっても、管理が行き届いていれば害になることはほとんど無いだろう[15]。

このように、陸は儒学者からの反論が起こるだろうと予測しながらも、12歳以下の男女こそ「調和」させるべきであり、経済的にもメリットの大きい「男女共学」を進めようとした。また、女子の高等小学校段階における「失学」を防ぐよう、「管理が行き届いているならば」貧しい地域でも男女共学も可能であると主張したのである。これは後に触れるように、蔡が女権論から論じた男女共学観とは異なるものの、二人はどちらも新学制においては男女共学を推進しようとしたのであった。陸は蔡の女権論によって自身の「男女共学論」を補強し、男女の教育は「一部の科目の違いを除き、男女平等とすべきである」[16]と主張するようになった。

１－３　初代教育総長蔡元培の女子教育観

蔡の女権や女子教育に関する主張は、1901年に著した『学堂教科論』[17]に遡ることができる。この中で、女子教育の意義を次のように述べている。

我が国では長い間、女子教育を行ってこなかった。女子に教育を受けさせなければ「自立」できず、一切を男子に頼って生きていけなければならない。雌弱雄強の例を挙げてみると、おおよそ下等動物は、雄の数が雌より多いため、雄同士が色や声によって競争する。雌の場合も同様である。人類は男子が智力で相争うようになったが、女子は未だに下等動物の美しさを競う習性から脱出していない。束腰（コルセット：引用者注）と大乳（豊乳：引用者註）がもてはやされていることからも分かるように、欧米もこの習俗から抜け出していない。こうした状況で、陰陽説もまだ生きながらえている。それゆえ妾媵之制（ある女性が妾になる際に、姉妹などの周囲の女性も一緒に妾になる習慣のこと：引用者註）や女閭之業（売春業を指す：引用者註）をはびこらせることになるとしている。人類は筋の通らない理論で男子の利益を維持しようとし、その害を知らない。女子に教育を受けさせなければ、男子の干渉を受け、放蕩人を対象にした商売が増え、人種への害も甚大である。遺伝、胎教、保育のいずれも、女権と関わりがある。政治が低俗であれば国家は腐敗する。女子教育を施すことによって、その悪習を正すべきである[18]。

表１　蔡元培が記した男子普通教育教科目

大別名	初級（六歳起）	二級（八歳起）	三級（十一歳起）	四級（十四歳至十七歳）
名	官話	解字　造句 切音記号	解字　短章 文法	論説　論理学 外国語
理		数学	代数初歩 幾可初歩	代数 幾何
		全体学浅説 動植物学浅説	鉱物学 地質学	全体学 動植物学
	守生浅説	守生	物理浅説	物理学　気候学 生理学
			無機化学	有機化学
	嬉泳	体操	体操	体操
群	対親長倫理	家庭郷党倫理	国民倫理	倫理通理
		地理略説 外国地志略	本国地志 交渉各国地志	本国地志沿革略 外国地志
			国政綱要	本国歴史 外国政略 外国史略
				法学綱要
				計学綱要
道				心理学綱要 哲学綱要 宗教学綱要
文	実物画	図画	図画	自在画
		正本籀篆象形	正本　小篆	行本　草本
	倫理詩歌景物 詩歌（皆用官話長短句）	倫理及び景物詩歌（浅易文言）	倫理詩歌　政治 詩歌（浅易文言）	倫理及び政治 詩歌（文言倣作）
			倫理小説	倫理及び政治小説

（註：高平叔『蔡元培全集』第１巻、147-148頁）

表２　蔡元培が記した女子３級４級の普通教育教科目

大別名	三級	四級
名	解字　短章	論説
理	代数初歩 鉱物常見品 物理浅説 化学要略 体操	幾何初歩 全体学 生理学　医学要略　婦科、産科、児科 女工 体操
群	国民倫理 本国地志 国政	論理通義 外国地志略 本国歴史　外国政略 法学、計学綱要　家事
道		哲学、心理学、宗教学綱要
文	図画　正本 倫理詩歌　風俗詩歌 倫理小説　家事小説	正本　刺繍　音律 倫理及び風俗詩歌 倫理及び家事小説

（註：高平叔『蔡元培全集』第１巻、151頁）

このように女学を女性の自立や女権の問題とし、同時にそれは遺伝、胎教、保育という優れた人種を保つために母親に求められる問題であると述べている。これらは相互に関連していると蔡は考えたのである。そして、良い母親を育成するための教育だけでなく、女性を自立させるための女学を制度化する必要があると考えていた。蔡は、さらに次のように述べている。

> 西洋の女権は拡張しており、既に弁護士になった者や、議員になろうとしている者までいる。しかし、女子教育の必要性を論じている人々は、いまだにくどくどと家政をどのように行うかについて意見を言っている。男女で異なる内外の性別役割分業は、原人の頃から既にそうであると多くの学者は述べる。この説が天然の理に合致するかどうは定説がないにもかかわらず人々の習慣となっており、女子は男子に劣っていると考えるようになっている。これが人々の間の災難や幸福に大きく関わっているのである[19]。

蔡は性別役割分業を超歴史的、固定的にとらえることに懐疑的であり、これが習慣となっているために人々の間の禍福に違いが生じていると考えていた。

しかし、表１、表２を見ると分かるように、この『学堂教科論』の中では女子普通教育の教科目の１、２級では男女同じ教科としているものの、３級以上は部分的に異なっている[20]。女子は家政に重点を置き、国政に関しては簡単に行うという編成となっている。この理由について蔡は、「現今我が国では女権に対する認識を持ち始めたばかりであ

り、これから徐々に広げていかなければならない状況であったため、掲載した課程表では家事を主とし、国政に関しては簡単に教える内容にした」と述べている[21]。また、女性に加えられた医学要略に示した「婦人科、産科、児科」の履修理由については、「我が国は男女の区別がまだ極めて厳しい。婦科医学（産婦人科学）のように、解剖学とはちがって男性でなくても良い分野もある。また小児は自分の病気について語れないため、その子の声や顔色などから診断を下す。診察を行わなくても分かることもある。したがって女性は、医学の理を知らなければならない」[22]と説明した。

こうした考えと、12年後、教育総長となった翌年の1913年６月、蔡が上海城東女学校で演説した「優美高尚な思想を養う」とを比較してみよう。

> 私はかつて女子のための女学校（1902年に創設した愛国女学校のこと）を創設した。国の富強のためには、人々が等しく教育を受けることから始めなければならないと思ったからである。皆に教育を受けるべきだと思うし、女子教育が最も重要であると思う。人が教育を受けるのは幼児期から始まり、幼児が受ける教育は父よりも母からの方が多いと思うからだ。従来の慣習では、読み書きのみを教育とは考えない。掃除も教育といえるし、台拭きにも教育の内容が入っている。さらに台所での食事作りも教育といえる。いわば、一挙一動、一泣一笑すべてに関して教育が存在する。これらを教えるのは、母親である。幼児と接するのに母親より熱心で時間をかける人はいない。母親に学問が無いとき、幼児がいかに危険にさらされているか分かるだろう。このように考えると、女子教育の重要性は明らかである[23]。

蔡は女子教育を施すのは、幼児の教育を担うためであり、それが国を強くすることにつながると考えた。さらに女子教育はそれだけでなく、胎教のためでもあると主張している。

> 女子教育の重要性はこの点だけでなく、胎教も軽視できない点である。我が国はこれまで胎教を特に重視してきた。女子が妊娠した際には、悪い色を見ないようにしたり、悪い声を聞かないようにしたり、傲慢な言い方をしないようにする。そして必ず正立、端座する。なぜなら、妊娠の際の不正な行動が胎児に影響し、後に不正な人間になるからである。幼児が胎児の時から母体の影響を避けることはできないし、幼児の時もまたその母から影響を受けているため、その間養った悪い習慣は、後で正すのが最も困難である[24]。

このように、蔡は母親が幼児に影響を与えるだけでなく、母体の中にいる胎児にもすでに影響を与えているとして、女子教育の重要性を唱えたのである。これは、1901年の

『学堂教科書』に書かれている女子教育観と一貫しており、恐らくこの時期の多くの人々が持っていた女子教育に対する一種の共通認識であるといえよう。これは清末に女子教育制度が策定された根拠（賢母養成）でもあった。しかし、蔡はこのときも、「家政」のための女子教育のみを唱えたわけではない。蔡は「良妻がいれば、よき夫が生まれる。賢い母がいれば子女も賢くなる」[25]といい、以下のように続けた。

> 女子に対して、ただ単に賢母良妻のみを目指すのは筋の通らない論理である。人の能力を単に一家のみに使うのでは、消耗が大きいわりに成功はわずかである。賢母が自分の３人の子どもを教えられるのならば、３人の子どものみに教えるのではなく、他人の子どもも一緒に教えると良い。私は女子が学問をしたいと望むときには、ある一つの学問を集中して学ぶように計画してもらいたいと考える。例えば、教育、科学、美術、実業など何でも良い。ある人が一つのことに専念すれば、他の人は別のことに専念する。こうすると、お互いに教え合うことができるのである[26]。

女性も職業に関する学問を一つでも良いので習得し、お互い協力して、自らの役割を分担すべきだとしている。女性の能力を、単に家政だけでなく社会にも生かすべきとしている。したがって、教育（師範教育）だけでなく、科学、美術、実業なども専門的に学んで良いのだと主張しているのである。

11年前には「西洋の女権は拡張しており、既に弁護士になった者や、議員になろうとしている者もいる」ことを根拠として、男女の性別役割分担を唱える論者を批判していた。しかしここでは、興味深いことにその性別役割分担の考えこそ先進国の西洋が作り出したものだと指摘している。

> 先進国の経験からいえば、女子が裁判官になるのは不適合である。なぜならば、女子は感情的で慈愛に満ちているからである。罰を受けるべき人であっても可哀そうだからと免じることも往々にしてある。女子は算学、論理学に不適合とされているものの、哲学、文学、美術学には最も適しているとされてきた。女子には主にこれらの科目を学ばせているために、著名な人物まで輩出してきた。だからといって、やはり歴史上の著名人は男性より少ない。今日の世界情勢をみると、このように学ばせる科目を限定する必要はない[27]。

このように、蔡は先進国の「経験」を批判し、その「経験」によってもたらされた弊害をなくすために、女性にも男性と同様の科目を学ばせる必要があり、これからの世界の趨勢でもあると説いたのである。

七、八年前、我が国は専制の下にあったため、女子が男子とともに革命を志し、共に協力して尚武の精神を振興して専制を打倒した[28]。しかし世界の趨勢は常にそうではない。確かに世の中では、強者が弱者を凌ぐ。したがって弱者同士が力を合わせて強者に抵抗する。両者の力が同程度になれば、抵抗する力は不要となり、人々の争いはなくなる。その代わりにお互い協力し合い、各自が役割を分担して人間以外の強権に抵抗すべきである。（中略）ダーウィンの『進化論』では、地球には養分が不足しているため人類は生存競争を避けられないという。しかし今日は必ずしもそうではない。利己的な行為では、最終的に勝利を得ることはできない。生存競争説は過去の説となりつつあり、新進化学はその理論を主張できなくなるだろう。（中略）将来戦争がなくなり、男子の体力も退化するため、体力は女子より強くなくなり、男女の権力も等しくならなければならない[29]。

蔡は、生存競争がなくなれば戦争のない世界となり、男子の体力が退化して男女の権力も等しくならなければならないと考えていた。つまり、新たに立てた中華民国では今後戦争がなくなることを想定し、女子には「初等教育から中等教育に至るまで実業、美術、文学などを重視すればよい」[30]と主張したのである。蔡は総長に選ばれる前にドイツに４年間留学しており、こうした経験からも上記の発言が出てきたのであろう。

蔡は演説の中で、さらに新しい見解を示した。衣食住に関する教育について、蔡は「アメリカ人某君」の言葉を借りる形で、以下のように発言した。

アメリカ人某君（アメリカの教育学者デューイを指す）は、実業教育を提唱している。彼に言わせれば、学校教育は人の能力を喪失させてしまう。（中略）したがって某君の教育では、教科書を使わず、男女とも台所で食事を作り、これまで女子の仕事とされた裁縫も男子に学ばせている。また、男子の仕事とされた木を研いて武器にすることも女子にさせている。物事すべてが科学の中に存在する。野菜は植物学、肉は動物学、烹調（料理の意）の中に化学物理がある。尺を使って布と綢を図るのは算学である。はさみで切ることは地理学と繋がる。（中略）某氏の主張は『学校と社会』に述べられている。この書名は、『学校と生活』に変更したほうが良いと思う。某氏の主張は多くの賛同者を得ている。最近の小学校や中学校では手工を必ず履修させている。生活教育を目的としているためだ。手工には日常用のもの、美術品になるもの、あるいは日常用的なものにさらに芸術性を加えて仕上げられたものがある。美術は役に立たないように見えるものの、実に生活に役に立つ。従って、女子にのみ手工と美術を中心に学ばせるのではなく、男子にも手工と美術を学ばせるべきである。これが男女の教育における平等の一側面を表すものである[31]。

このように蔡は、これまで女子教育の内容とされたものと男子の教育内容とされたものを融合させて、「男女共学」の内容とすることが、現在の世界趨勢に合うと考えていた。つまり、男女平等を表わす「男女共学」によって、女子は家政に努めるとともに、これまで男子の領域とされてきた「社会」にも貢献できるようにすべきだとしているのである。これは蔡が一貫して訴えた女子教育論であった。

新学制において、蔡と陸は新しい女子教育を推進しようとしていた。しかし、「弁法」は「暫行」のものであったため、彼らの女子教育観をすべて表すことはできなかった。それでは、この「弁法」が定められた年の９月に出された各種「学校令」に、彼らの男女共学論はどのように反映されたのだろうか。

第２節　「壬子癸丑学制」における女子教育規程の特質―日本との比較を通して

２－１　学校令における女子教育の内容

蔡は「弁法」起草委員会の意見を採用して、新学制の策定のために「全国の教育家を北京に招集し、民国の教育事業を討論する」よう初めての中央レベルの教育会議を企画した。それが「臨時教育会議」である。1912年７月10日から８月10日まで32日に渡って臨時教育会議が開かれた。これを経て、同年９月に、教育部は教育宗旨や学校系統令を公布した他、小学令、中学校令、師範学校令、専門学校令、大学令を次々と頒布した。以下では小学令、中学校令、師範学校令における女子教育の内容を取り上げて分析する。

(1) 小学校令

1912年９月28日に公布した「小学校令」の「総綱」の第１条には「小学校教育は児童の心身の発育に留意し、国民道徳の基礎を養う。また生活に必要な知識技能を教えることを宗旨とする」[32]とある。そして続く第２条には「小学校は初等小学校と高等小学校を分設する。併設する場合は初等高等小学校という名を用いる」[33]と記されている。

そして、「小学校令」の「教科及び編制」では、初等小学校の修業期限を４年とし、高等小学校は３年とした。初等小学校の教科目には、「修身、国文、算術、手工、図画、唱歌、体操、女子には裁縫を加える」と記され、加えて「状況により手工、図画、唱歌の一科目あるいは数科目は、暫時欠いても良い」[34]とされた。高等小学校の場合、「修身、国文、算術、本国歴史、地理、理科、手工、図画、唱歌、体操、男子は農業、女子は裁縫」[35]と記されている。さらに「地方状況によって農業は欠いても良い。また商業に改めても良い。英語、その他の外国語も加えて構わない。手工や唱歌も暫時欠くことを許す」[36]との内容を加えている。

このように、「小学校令」には女子の初等と高等小学校に関する規定が見当たらないため、教科目の例外の「男は農業、女は裁縫」を除けば基本的に初等、高等小学校は「男女同校共学」を認めているといえる。

(2) 中学校令

「中学校令」の第１条では「中学校は普通教育を補完するためにあり、健全な国民を養成することを主旨とする」とあり、これに続く第２条には、「女子に中等教育を教える学校を女子中学校と称す」と記された[37]。つまり、「中学校令」「弁法」と同様に中学校は普通教育機関として文科、実科の区別を廃止し、さらに女子にも中等教育を与えることが制度化された。

同時に中学校は「男女別校別学」とすることが提唱された。「中学校令施行規則」の「学科及び程度」の第１条には「中学校の学科目として修身、国文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理、化学、法制経済、図画、手工、楽歌、体操、女子中学校には家事、園芸、裁縫科を加える」[38]があり、さらに各科目の「要旨」を見ると、数学で男子に学ばせる三角法が女子には免除され、女子は手工科目として編物、刺繍、摘綿、造花などを主とすることとした。また、女子の兵式体操を免じた[39]。

(3) 師範教育令

「師範教育令」第１条には「女子を教える師範学校は女子師範学校と称し、小学校教員及び蒙養院の保母を養成することを目的とする。女子高等師範学校は女子中学校、女子師範学校の教員を養成することを目的とする」[40]とある。そして第10条には「女子師範学校に附属小学校を付設し、さらに蒙養院を設立しなければならない。女子高等師範学校には、附属小学校の他に女子中学校と蒙養院も併設しなければならない」[41]と定めている。師範学校本科を第１部と第２部に分け、予科１年間を経て本科第１部に入学させる。本科第１部は４年間で卒業とし、第２部は１年間で卒業すると定められた[42]。予科の科目は「修身、国文、習字、英語、数学、図画、楽歌、体操。女子師範学校は裁縫を加える」[43]こととなっている。

「師範学校規程」の男子の師範学校本科第１部の科目は「修身、教育、国文、習字、英語、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制経済、図画、手工、農業、楽歌、体操、地方によって農業を欠いても良い。他の外国語で英語に変えることができる」[44]と定めている。一方、女子師範学校本科第１部の科目は「修身、教育、国文、習字、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制経済、図画、手工（編物、刺繍、摘綿、造花など）、家事園芸、裁縫、楽歌、体操。地方の状況によって英語または他の外国語を加える。ただし家事園芸は欠いても良い」[45]と定められた。つまり、男子に必修として課した英語を女子には地方の状況によって加えるとし、家事園芸は欠いても良いとする一方で裁縫が加えられた。

そして男子の本科第２部の科目は、修身、教育、国文、数学、博物、物理化学、図画、手工、農業、楽歌、体操となっている。女子の本科第２部の科目は男子の「農業」を「裁縫」に入れ替えたものだった。また女子師範学校においても兵式体操を免じている[46]。ち

なみに、1913年２月に教育部が公布した「高等師範学校規程」には女子高等師範学校に関する内容は見当たらず、男子の高等師範学校のみに関する学校規程であった。

(4) 実業学校令

1913年８月４日教育部令第33号「実業学校令」には、実業学校を、甲種と乙種に分けて、甲種は完全な普通実業教育を施す学校、乙種は簡易な普通実業教育を施す学校と定められた。実業学校には、農業学校、工業学校、商業学校、商船学校、実業補習学校といった校種が例挙された[47]。そして女子の職業学校については、「地方の状況と女子の特質によって必要となった場合、実業学校の規程を参照にして作ること」[48]とし、一言ではあるが一応女子のための職業学校をつくることも認められた。

以上見てきたように、「壬子癸丑学制」では、小学校の男女共学を認め、清末の制度になかった女子のための普通教育である中等教育が制度化された。さらに、女子の職業学校のみならず、女子師範学校、女子高等師範学校の設立も制度化された。また、各種の女学校の科目やその要旨をみると、小学校の場合には「男は農業、女は裁縫」という例外の他は、「男女同校共学」であった。しかし中学校の場合は、別校だけでなく、女子には家事、園芸、裁縫科を別途加え、三角法や兵式体操が免除された。さらに手工は男子と異なり主に編物、刺繍、摘綿、造花などを学ばせることとした。女子師範学校も同様である。そして実業学校令には、地方の状況によって必要であれば女子の職業学校を作ればよいと記された。つまり、女子を男子と同様に中学校に入学できるとするなど入学基準を合わせた上で、男子と同様の教科目を学びながらも女子にはさらにその「特質」に配慮した教科目も加えられることとなったのである。

このように、范は蔡の女子教育意思にそって、女子の中等教育などが制度化され、教科目は男子と同様に女子にも学ばせることとなった。一方で、女子に「特質」を配慮した教科目がさらに加えられることとなり、蔡の「男女共学」教育を推進するには至らなかった。女子教育の主旨は「良妻賢母」養成のためとは明文化されなかったものの、「男女別学」を推進することを意図しているようにも見える。後述するように、蔡は新教育部が成立した３ヶ月後に教育総長を辞任した。このことは、蔡の「男女共学」に対する考え方が学制に全て反映されなかった理由の一つと考えられる。

２－２　日本の女子教育制度との比較

これまでの先行研究では、「壬子癸丑学制」が「奏定学堂章程」と同じく日本の学制をモデルにしたと指摘されてきた。蔡は、「近代日本教育制度の中から、中国に適合するような合理的な部分を見つけることは難しくない」といい、「今に至るまで、われわれの教育規程には、日本の方法を取り入れたものが多かった。これはわれわれが日本に妥協していることを示すわけではない。日本の教育制度は欧米各国の教育制度を過去から変化

させてきたものであって、すべて整然としているわけではない。しかも西洋人の独特の習慣も含んでいる。日本の制度は維新のときにつくられ、西洋各国の制度を取り入れて日本のものと折衷したものであったため、日本の方法を吸収することは最も適切である」[49]と述べている。さらに臨時教育会議の参加者として、後任の教育総長范をはじめ、陳宝泉（弘（宏）文学院速成師範科）ら日本留学経験者が多く占めていることも分かった[50]。それでは、具体的に日本の女子教育制度をどのように参考にしたのだろうか。

まず、日本の女子の初等教育制度を見てみよう。1872（明治５）年の「学制序文」（被仰出書）では、「男女の別なく小学に従事」するとされていることから、明治政府は男女が平等に小学教育を受ける方針を示していることが分かる。しかし、1879（明治12）年の「教育令」第42条では「凡学校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ防ゲナシ」と規定され、1891（明治24）年の「学級編成等ニ関スル規則」第２条では、「同学年ノ女児ノ数１学級ヲ組織スルニ足ルトキハ該学年ノ男女学級ヲ別ツベシ但第１学年及第２学年ニ於テハ此限リニ有ラス」とされた[51]。つまり、第１学年と第２学年は「共学」で良いが、その後は「同校」とすべきとされている。実際に日本で男女共学が認められたのは、1947（昭和22）年に制定された教育基本法以降のことである。それに比べ、中華民国の「壬子癸丑学制」では小学校の「男女同校共学」が認められていた。

次に、日本の女子中等学校における履修科目の違いをみることにする。周知のように、日本で初めて制度として女子に須要な高等普通教育を施すとした「高等女学校」を尋常中学校の一種として位置付けたのが、1898（明治24）年付勅令第243号の改正中学校令第14条であった。そして1899（明治32）年２月８日に公布された勅令第31号「高等女学校令」に基づき、1901（明治34）年３月22日に「高等女学校施行規則」が出された。

1901（明治34）年３月５日の「中学校令施行規則」には、中学校の学科目を「修身、国語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制及経済、図画、唱歌、体操」とした。しかし高等女学校の科目として「修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操」を挙げ、随意科目として教育、手芸の一科目または二科目を加えることができるとした。つまり、「博物、物理及化学」を「理科」の一つに、「法制及経済」でなく、家事、裁縫などを学ばせようとした。それゆえ、「この良妻賢母を目指す高等女学校の教育内容は、男子とは異なる女子特有の科目を定め、その学科の程度は男子より低いものであった」という指摘もある[52]。

こうして比較してみると、民国初期の女子中学校の科目では、日本の男子中等教育にある科目「博物、物理、化学、法制経済」を学ばせる外、さらに手工、園芸を加えて女子に学ばせようといていたことが分かる。このように、民国初期の中学校学制は、日本の中学校男子が学んでいる科目を女子にも学ばせ、さらに女子ならではの園芸や手工の編物、刺繍、摘綿、造花などを課したものだったといえる。

最後に、日本の女子師範学校と比較してみよう。日本では、女子師範学校の必要性が

「学制序文」の２年後の1874（明治７）年に認められた。その後、師範学校令、師範教育令によって、教員養成のための師範学校制度が確立され、師範学校には女子部を、女子高等師範学校を独立設置することとなった。

「壬子癸丑学制」の「師範教育令」は、日本が1907（明治40）年４月17日に公布した「師範学校規程」を参考にしたものと思われる。

資料表３をみて分かるように、「師範学校規程」には、本科と予備科を置き、それぞれの学科課程を定めた。本科を第１部と第２部とに分け、予備科の修業年限は１年とし、本科第１部を４年、第２部は男子１年、女子は２年（４年制高等女学校卒業者）または１年（５年制高等女学校卒業）とした。予備科は修業年限２年の高等小学校卒業者を入学させ、本科第１部は予備科修了者または修業年限３年の高等小学校卒業者を入学させることとした。

そして、履修科目は女子中学校と同様の内容になっていった。「壬子癸丑学制」の師範学校予備科では日本の女子師範学校予備科にない英語を履修させており、本科第一部は日本にない歴史、地理、博物、物理化学、法制経済、家事、園芸を女子師範学生に学ばせている。つまり「壬子癸丑学制」は女子に男子師範学生と同様に歴史、地理、博物、物理化学、法制経済科目を学ばせながら女子ならではの家事、園芸を加えて学ばせようとしたということである。

「壬子癸丑学制」において女子高等師範学校は制度化されたものの、教育部からは「高

表３　「女子師範学校規程」（1912年）と「師範学校規程」（1907年）の比較

民国（1912年）「壬子癸丑学制」 日本（明治40年）「師範学校規程」	科　　目	修業年限	入学資格
予科（民国）	修身、国文、習字、英語、数学、図画、楽歌、体操、裁縫	1	高等小学校卒業者及び同等の学力者
予科（日本）	修身、国語及び漢文、習字、数学、図画、音楽、体操、裁縫	1	修業年限２年の高等小学校卒業者
本科第１部（民国）	修身、教育、国文、習字、歴史、地理、数学、博物、物理化学、法制経済、図画、手工、家事園芸、裁縫、楽歌、体操、地方状況によって英語または他外国語を加える	4	予科卒業者及び同等の学力者
本科第１部（日本）	修身、国語及び漢文、習字、数学、図画、手工、音楽、体操、裁縫、英語は随意科目である	4	予備科修了者、修業年限３年の高等小学校卒業者
本科第２部（民国）	修身、教育、国文、数学、博物、物理化学、図画、手工、裁縫、楽歌、体操	1	中学卒業者及び同等の学力者
本科第２部（日本）	既得ノ知識技能ニ基キテ之ヲ統合補習セシメ殊ニ小学校ニ於ケル教職ニ関シ必要ナル事項ヲ習得セシムル	２年 または １年	２年（４年制高等女学校卒業者） １年（５年制高等女学校卒業者）

注：本表は、璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編 ── 学制演変 ── 』（上海教育出版社　1991年）、文部省『学制百年史』（1976年）の中から抽出してまとめたものである。

等師範学校規程」しか公布されなかった。この「高等師範学校規程」は、1903（明治36）年に改正された日本の高等師範学校規程を参考に策定されたと思われる。日本の本科が５部構成（国語漢文部、英語部、地理歴史部、数物化部、博物学部）に対して、「壬子癸丑学制」は国文部、英語部、地理歴史部、数学物理部、物理化学部、博物部の６学部で構成された。そして日本の数物化部を、中華民国においては数学物理部と物理科学部の２部に分けて行うこととしたのである。

日本の学制と比較すると、民国初期においても、日本を手本しつつも女子教育をそのまま移入していなかったことが分かる。この点をふまえた上で、蔡の「男女共学」という考え方がこの学制に反映されなかった理由を探ることは重要な課題である。以下では、後任の教育総長の教育観に焦点を絞り考察したい。

第３節　女子教育政策の揺らぎ

３－１　教育総長范源濂の女子教育観

1912年２月、中華民国臨時政府（南京）の「臨時政府組織大綱」によって袁は第２代臨時大統領に選出され、南北統一をすすめた。３月10日、臨時大統領に就任した袁は、同月13日に唐紹儀を国務総理に任命した。翌月中華民国臨時政府（北京）は廃止され、同月南京の中華民国臨時政府も蔡の命令により解散することとなった。袁は改めて蔡を教育部総長に任命した。そして、蔡の推薦で、野党の最大派閥で袁の与党であった共和党の范源濂（以下、范）が教育次長となった。范は梁啓超の弟子であり、1900年に梁が開いた横浜大同学校に入学し、のち東京高等師範学校、東亜商業学校、1905年に清末の学部から学部主任を任じられて帰国した人物である。同年４月21日に、国務院が設立されるとともに中華民国政府（北京）の成立が宣告された。同月26日に教育部総長蔡と次長の范が着任し、新教育部を組織しはじめた。所在地は、接収された元清末学部の鉄匠胡同であった。

このように、南北政府が統一されてからも蔡は教育部長を務めた。范は留学経験者であり、元清末の学部の一員でもあった。しかし蔡はその後、袁の専制に不満を示し、自身が企画した全国レベルの臨時教育会議が行われていた最中の７月16日に教育総長を辞任することとなる。そして同年７月26日、教育次長の范が後任の教育総長となった。前教育総長蔡の女子教育に対する考え方が、継続されたかどうかをみるために、ここではまず范の女子教育観とその政策を明らかにする。

范の女子教育観を示す史料はまだ見当たらないものの、1904年に范が湖南の女性20名を下田歌子の実践女学校に入学させ、自ら本校で通訳を担った[53]ことを考えると、范が女子教育の振興に積極的であったことは間違いないだろう。范が教育総長となった４日後の７月31日、臨時教育会議の場で次の演説を行っている。

行政計画と教育宗旨の大綱については、すでに前総長蔡が示している。ここでは一個人として二つの意見を述べ、諸会員と意見交換したい。一つは民国固有の精神を発揮することについて、もう一つは個人の職業の独立を提唱することである[54]。

范が「民国固有の精神の発揮」と「職業の独立」を提唱しようとしたことが分かる。1912年12月に、教育部は小学校教則と課程表を改訂した。まず「小学校令」の「総綱」の第１条「小学校教育は児童の心身の発育に留意し、国民道徳の基礎を養う。また生活に必要な知識技能を教えることを宗旨とする」という内容を次のように改訂した。

国民道徳に関わる全ての事項や科目について注視した上で指示を行うこと。生活に役に立つ知識技能を、自由に応用できるまで学習させること。児童の身体を健全に発達させるよう、児童の心身発達の段階に教え方を合わせること。男女の特性や将来の生活に適した教育を施すこと。各科目の教授の目的や方法に関して正確に理解し、さらに相互に繋がり相互に資するように講じなければならない[55]。

このように、改訂された「小学校令」には「男女の特性及び将来の生活に適した教育を施すこと」と男女の性差を意識するような文言が加えられた。これに留まらず、修身と国文科目の要旨にもこうした文言が見られる。まず「修身の要旨」を見てみよう。

修身の要旨は児童の道徳性を涵養することにあり、その実践を導き出す初等小学校は、孝悌、親愛、信実、義勇、恭敬、勤倹、清潔に関わる諸道徳の中で伝えやすいものを伝授し、ゆくゆくは社会や国家のためになるよう士気を高め、愛民愛国の精神を養う。高等小学校は、さらに内容を広げること。女子に対しては貞淑の徳、自立の理を最も習得させなければならない[56]。

このように、修身教育として「貞淑の徳」「自立の理」を女子に修得させなければならないと訴えている。さらに国文の要旨には「読本の文章はわかりやすく適切なものを模範とする。その題材は、歴史、地理、理科及び生活に必要な事項の中で面白いものを選択して使用する。女子の読本には、家事要項を加えることが適切である」[57]とある。つまり范は、女子の自立を説きつつも男女の性別の差を意識し、将来の生活に適した教育を施すべきと考えたのである。

また1913年『中華教育界』には、范の「憲法に義務教育を規定すべきであることに関する議論」という文章が載せられている。范はこの中で「憲法に義務教育を規定するならば、男女問わずすべての学齢児童が数年を費やし、一定の場所で将来の生活のために学習し、その後国民の責務を尽くすことになるだろう」と義務教育を憲法で定めること

を訴えた。そのために、「(一) 父母及び代理者が児童を就学させる義務を負う。(二) 公立小学校は学費を徴収しない。(三) 地方自治団体が学校開設の経費を負うこと、不足分を国庫から補助する」と、規定すべき点を提議した[58]。つまり范は、女子も男子同様に義務教育を受けさせるべき存在であり、女子もその後男子とともにその責任を果たすべきであるという考えを示した。これが范の女子教育観の特徴といえる。

范は、蔡が述べたような女子の自立を促す教育を行うという考え方に沿いながらも、「男女共学」までは賛同しなかった。それゆえ「壬子癸丑学制」では、男子と同様に女子中等教育（女子中学校、女子職業学校）を制度化する一方で、女子の「特質」に特化した教科目編成を行ったのである。ただし、女子教育が「良妻賢母」養成のためであるとまでは明言していない。したがって、女子に多くの教科目を学ぶよう規定する「男女別学」の学制となった。この点が、蔡との女子教育観の違いであるといえる。

３－２　袁世凱帝政期の女子教育政策

1914年５月『中華民国約法』が制定された。これは袁の権力基盤を強化するために制定され、立法府に対して行政府を優位とした憲法であった[59]。また、袁は日本の法制大学に留学し共和政を提唱した湯化龍を、教育総長に任命した。以後、教育部から発された「特定教育綱要」「大統領申令」など種々の教育政策は、袁の教育意思を反映しており、大統領直属機関としての教育部が誕生したのだった。従来の研究においては、袁世凱が実権を握った時期の教育政策は「清末と同様な情況を呈すること」になったと指摘されてきた。本項では、袁の教育意思を反映したこれらの教育政策の中で、女子教育のあり方がどのように示されたかを見ることとする。それにより、「清末と同様な情況」が具体的に示す内容を明らかにしたい。

湯化龍を中心とした教育部は、同年12月に「整理教育方案草案」[60]を制定した。その中で、女子教育の方針について以下のように言及された。

> 普通教育の中で女子教育を施すことも重要である。我が国の女子教育はまだ幼稚である。数年前から各省が女子教育の必要性を認識するようになったが、一定の方針がないためその実施が防げられている。この弊害は甚だしい。今は理想を高らかに論じるよりも、良妻賢母育成主義を示し、これまでの委瑣、齷齪、放任、不羈の陋習から脱するべきである[61]。

蔡らの女子教育については「理想を高らかに論じ」たゆえに方針も定められなかったと批判し、「良妻賢母」養成という女子教育の方針を提案したことが分かる。この方針に基づいて初等小学校は「男女同校」とされたものの、女子高等小学校は各地域の状況によってなるべく多く設置することと定められた[62]。

そして、この「良妻賢母」を養成する方針を基に、女子の中等教育を「師範及び職業の教育を重視し、厳粛な風習紀律を保って維持する」[63]こととし、女子の中等教育を施すための校種２種類を定めた。この女子のための２種類の中等学校に関して注意すべきことが、次のように明記されている。まずは、女子師範学校について以下のように述べられている。

> 学校の教員と蒙養院の保母を養成するのが女子師範学校の目的である。具体的には、女子師範学校は各省に必ず一校を設置し、体育や初等小学校の訓練・教授の方法を重視し管理規定も厳粛に定め、その心身を修養する。校内に初等小学校や蒙養院などを附設し、その訓練を行う[64]。

このように、女子師範学校が小学校の教員と蒙養院の保母を養成するための学校であることを各省に知らせること、各省は必ず一校を設置して女子師範学生の心身を修養すること、管理規定を厳粛に定め体育や小学校の訓練、教授法を重視することを告知した。そして、女子師範学校の教育を通して女子の「繊細さ、我慢強い特性を発揮して、児童の指導に従事し、その教育家の天職を尽くす」ように期待したのだった。

女子の職業学校に関しては次のように述べた。

> 女子職業学校は職業に従事する女子を対象とする。その女子職業学校も各省に少なくとも一校を必ず設置すること。履修科目は、家政を主として、手工、図画、刺繍、造花の各科目を定める[65]。

そして、女子職業学校では、女子の「優美の本能を養い、労働の神聖さについて教え、従来の褊隘、恬嬉の弊を無くすことによって、家庭や社会に対する利益を大きくする」[66]と説かれている。

つまり、女子の中等教育となる師範学校と職業学校は「省が参酌して設置し、厳粛な風習紀律を維持することが望まれる。そして、その天職の才能を伸ばし発展させる」ことにより、「女子教育の振興が社会に病をもたらすというように思わせるのではなく、家庭教育の改善が女子教育の振興によるものと知らしめる」[67]ことが期待された。

女子のための師範学校と職業学校の設立に関しては、袁の「特定教育綱要」（1915年１月22日）において、「女子師範学校は女子の職業を重視し、厳粛な風習と紀律を維持する。京師（北京を指す）は教育部から一校を設置し、各省は省費から支出し一校を設置すること」[68]、「実業学校にある女子職業など各種学校は職業教育であり、各省が地方の財政を参酌し、地方の物産や特性に応じて甲乙に分け、一県あるいは数県が協力して必ず一校、甲種は道ごと少なくとも一校を設置すること」[69]と定められた。

女子教育に「良妻賢母」を養成する方針が定められた理由は、袁の「教育要旨」の「戒貪争」（貪欲な争いを戒めることの意）にも述べられている。

> 人は競争を通して向上する。国は国と競って進歩する。学問も競争することによって万進する。技術も競い合うことによって進歩する。国家を進化させるには避けられない道である[70]。

このように、国家の進化のためには、学問や技術など各々の競争が不可欠だと指摘している。さらに「責任のある競争のみが国家の進化をもたらす」とも主張し、その根拠も示した。

> なぜそう言えるのか。例えば、農夫は田畑を耕すため、勤労を惜しまない。寒さや暑さに負けず、土の性質にあった谷の種を選択し、日々収穫を求める者の農業が盛んになる。農夫は野と競争している。（中略）女子は賢妻良母（良妻賢母の意）に勉め家政と競争する。このような競争を責任ある競争といい、文明的競争という。国家がこのような競争を行えば、国家は日一日と進化する[71]。

農夫が野と競争し、女子が家政と競争するような責任ある文明的な競争を行えば、国家が徐々に進化するとしている。一方で、「農夫として土の性質を知らず、谷の種も知らず、勤労せず、肥料を蓄積しないのなら、いつかその田畑は他人のものとなる。（中略）女子が家政を捨て国政を論じて事件を起こし、治安を乱すといった競争は無責任な競争であり、貪争という。国家にこのような貪争があれば国家が日一日と退化するのである」[72]と無責任な「貪争」が国家を退化させてしまうことを、逆説を用いて強調した。

ここで留意すべきことは、袁が、女子が「家政」を捨て「国政」を論じることを「無責任な貪争」と指摘していることである。つまり、袁は女子を「国政」から排除し、女子が「家政」を務めることを責務としたのである。これは女子を家庭に閉じこめようとする政略であった。それゆえ袁が「今日以降、わが国の政界、学界、軍界、農、工、商界及び女界諸国民は、必ず個人のため、人のため、社会や国家のためのことを考え、各自が責任を尽くしその貪争を戒めるよう願う」[73]と訴えたのである。このように、女子が国政を論じるような貪争を戒め、家政と競争して、個人のため、人のため、社会や国家のためのことを考え責任を尽くすような「教育要旨」を示したのである。

こうして、袁は民国の学制「壬子癸丑学制」に初めて女子普通教育の女子中学校と高等師範学校を廃止し、女子が専ら「家政」に努めるように教育を施そうとしたのである。これは蔡が訴えたような、社会にも貢献する「良妻賢母養成」の女子教育を否定するものであった。これは、袁の女子教育観を示す一例といえる。

1915年７月31日、教令第30号「大統領申令」の「高等小学校令」、「国民学校令」に続き、同年11月７日には教令第68号として中学校に附設する初等普通教育の「予備学校令」が出された。また、1916年１月８日に教育部が公布した「国民学校令施行細則」の第19条には、「国民学校あるいは分校（国立や県立学校附属の国民学校）の場合、女学生が１クラスの人数に達した場合、別の女子クラスをつくること。ただし第１学年と第２学年においてはこの限りではない」と定められた[74]。つまり、初等小学校までは「男女別学」を採用しようとしていたことが分かる。そしてこの文言は、前述した明治24年に出された「学級編成等ニ関スル規則」第２条を「そのまま写した」といっても過言ではないということも最後に補足したい。

おわりに

民国設立当初は政情が不安定であり、教育総長も次々に交代した。こうした中で制定された教育制度の「壬子癸丑学制」がどこまで地方や学校現場に浸透したかは疑わしく、今後解明すべき課題である。この「壬子癸丑学制」は、これまで日本の学制を手本として制定されたと指摘されてきた。本章でも明らかにしたように、女子のために策定された制度も、日本を手本としていた。また本章でみたように、民国初代の教育総長蔡は、「男女共学」を通して「社会」にも貢献するような「良妻賢母養成」の女子教育を目指した。そして後任の教育総長范は、蔡の女子教育の意思に従って、女子のための普通教育である中等教育などを制度化し、女子に男子と同様の教科目を課した。一方では、女子の「特質」に配慮し、将来の生活に適した裁縫や刺繍などの教科目を学ばせる「男女別学」を推進しようとした。

それに対して、帝政に戻そうとした袁世凱は、専ら「家政」を担う「良妻賢母」を育成する女子教育を目指した。そのために、蔡らが制度化した女子のための中学校などを廃し、女子の初等教育と中等教育として師範学校と職業学校において教育を与えようとした。つまり袁は女子を「国政」（社会）から排除し、「家政」（家庭生活）に閉じこめることを企図していたことが明らかになった。

このように、両者とも清末の「賢母養成」の女子教育の方針を継承し、その上で異なる「良妻賢母」の育成を目指していたことを論じた。同時に、民国の女子教育も日本の教育制度をモデルとしていたことも明らかになった。1916年６月に袁が悶死したことにより再び教育総長となった范は、袁の教育政策を廃止して「壬子癸丑学制」を回復させ、修正を行った。さらに范の推薦で北京大学の校長を務めた蔡は、1919年９名の女子聴講生を受け入れ、大学の「男女共学」も実行しようとしたのである。また、同年「二十一カ条要求」を契機として排日感情が急速に高まり、平等、民主、平和を求める大学生らによって「五四運動」も起こった。これらをきっかけに、新たな教育制度が模索されはじめ、1922年、新学制「壬戌学制」が公布されたのだった。

〔注〕

1．近代中国における教育制度は、次のように時期区分できる。1904年～1911年「奏定学堂章程」、1912年～1921年「壬子癸丑学制」、1922年～1945年「壬戌学制」の３つの学校制度で区切られる。
2．毛礼鋭、沈灌群主編『中国教育通史』（第４巻、山東教育出版社、1987年）、杜学元『中国女子教育通史』（貴州教育出版社、1996年）、崔淑芬『中国女子教育史 ── 古代から一九四八年まで ── 』（中国書店、2007年）など。
3．阿部洋『中国近代学校史研究』福村出版社、1993年
4．小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年
5．蔡（字鶴卿、号孑民）は1868年、浙江省紹興府山蔭県に生まれた。1889年に挙人に合格。1892年にはさらに進士に合格して翰林院庶吉士となり、94年には翰林院編集となった。康有為・梁啓超両氏による1898年の変法運動には参加しなかったものの、関与を疑われ政変失敗の３ヵ月後に翰林院の職を辞し、郷里に帰って教育界に身を投じた。1901年には上海の南洋工学に努めながら、教育、出版、実業の三部を設けた「中国教育会」を創立した。翌年12月頃中国教育会が設立した「愛国女学校」を、上海のイギリス租界内に設立した。1904年さらに「光復会」を組織して会長となり、反満秘密団体として発展させた。しかし反満活動が芳しくなかったため、「中国を救うには学問をもってする他はない。世界で学術の最も優れているのはドイツだ」と認識し、1907年にドイツへの留学を叶えた。そして孫文からの教育総長の就任の命令によって帰国した（高平叔『蔡元培全集』中華書局、1984年）。1902年８月、蔡の日本遊歴の間に、在日中国人留学生取締事件が起こった。呉もちょうど滞日中であったため、多くの在日中国人がその解決を中央から派遣された呉に求めたようである。事件解決後、蔡は事件当事者である呉敬恒と一緒に帰国したことから、蔡は日本視察中に呉との面会もあったと考えられる。後に蔡は呉敬恒との交際を深めた。
6．蔣維喬の「民国教育部創設期の状況」によれば、蔡らは中華民国臨時政府（南京）に就任することが決まったが、孫から教育部の部屋を自分で探すしかないと言われた。蔡は自ら江蘇省総督府内務司馬湘伯内務司長と交渉して３つの部屋を借り、発足当初は蔡と蔣の外に会計１名の合計３名のみで教育部は構成されたようである。（前掲、璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編 ── 学制演変 ── 』上海教育出版社、1991年、628～629頁）
7．同上、596～597頁
8．同上、598～599頁
9．同上、628頁
10. 舒新城『教育叢書　近代中国教育史料』第４冊、中華書局、1928年、195～198頁
11. 同上
12. 前掲、璩鑫圭、唐良炎編『中国近代教育史資料編 ── 学制演変 ── 』1071頁
13. 同上、618～619頁
14. 同上、619頁
15. 陸費逵「男女共学問題」『教育雑誌』第２巻11期、1910年、2213～2215頁
16. 陸費逵「論教育部総長与全国文化之関係」『教育雑誌』第３巻12期、1912年、3455頁
17. 前掲『蔡元培全集』第１巻、139～152頁
18. 同上、150～151頁
19. 同上、151～152頁
20. 同上、151頁
21. 同上、152頁
22. 同上
23. 蔡元培「養成優美高尚思想」1913年６月（高平叔『蔡元培全集』中華書局、1984年、第２巻、302頁）

24. 同上
25. 同上、305頁
26. 前掲、306頁
27. 同上
28. 蔡らが1902年に創設した愛国女学校は、女子にフランス革命史やロシア虚無党史を教え、化学を重視して爆弾製造訓練を行ったとされる。蔡は「革命には二つの方法しかなく、一つは暴動であり、一つは暗殺である」と述べ、「愛国学社は暴動の種を蒔く準備を行い、愛国女学校では暗殺の種を蒔く準備した」と回想している。(「同上、256、243頁)
29. 同上、303頁
30. 同上、306頁
31. 同上、306～307頁
32. 前掲『中国近代教育史資料編 ── 学制演変 ── 』653頁
33. 同上
34. 同上、654頁
35. 同上
36. 同上
37. 同上、659頁
38. 同上、669頁
39. 同上、669～671頁
40. 同上、660頁
41. 同上、661頁
42. 同上、677頁
43. 同上
44. 同上、677～678頁
45. 同上
46. 同上、682～683頁
47. 同上、721頁
48. 同上
49. 蔡元培「全国臨時教育会議開会詞」1912年、7月13日（前掲　高平叔『蔡元培全集』第２巻、265頁）
50. 経志江、船寄俊雄「中華民国における高等師範教育制度の成立とその性格」『神戸大学発達科学部研究紀要』第12巻第１号、2004年
51. 文部省『学制百年史』1976年
52. 永田千恵子「高等女学校規程から高等女学校令に」『相愛女子短期大学研究論集』1985年
53. 前掲、阿部洋『中国近代学校史研究』100頁
54. 前掲『中国近代教育史資料編 ── 学制演変 ── 』648頁
55. 同上、690頁
56. 同上、690～691頁
57. 同上、691頁
58. 范源濂「論義務教育当規定于憲法」[Ｊ]『中華教育界』1913年
59. 山田辰雄「第３節 袁世凱の政治と帝政論」、宇野重吉・天児慧編『二〇世紀の中国 政治変動と国際契機』（東京大学出版会、1994年、63～64頁）
60. 前掲『中国近代教育史資料編 ── 学制演変 ── 』733～747頁
61. 同上、743頁
62. 同上、744頁

63. 同上、743頁
64. 同上、744頁
65. 同上、744頁
66. 同上
67. 同上
68. 同上、755頁
69. 同上
70. 同上、765頁
71. 同上
72. 同上
73. 同上、765～766頁
74. 同上、774～805頁